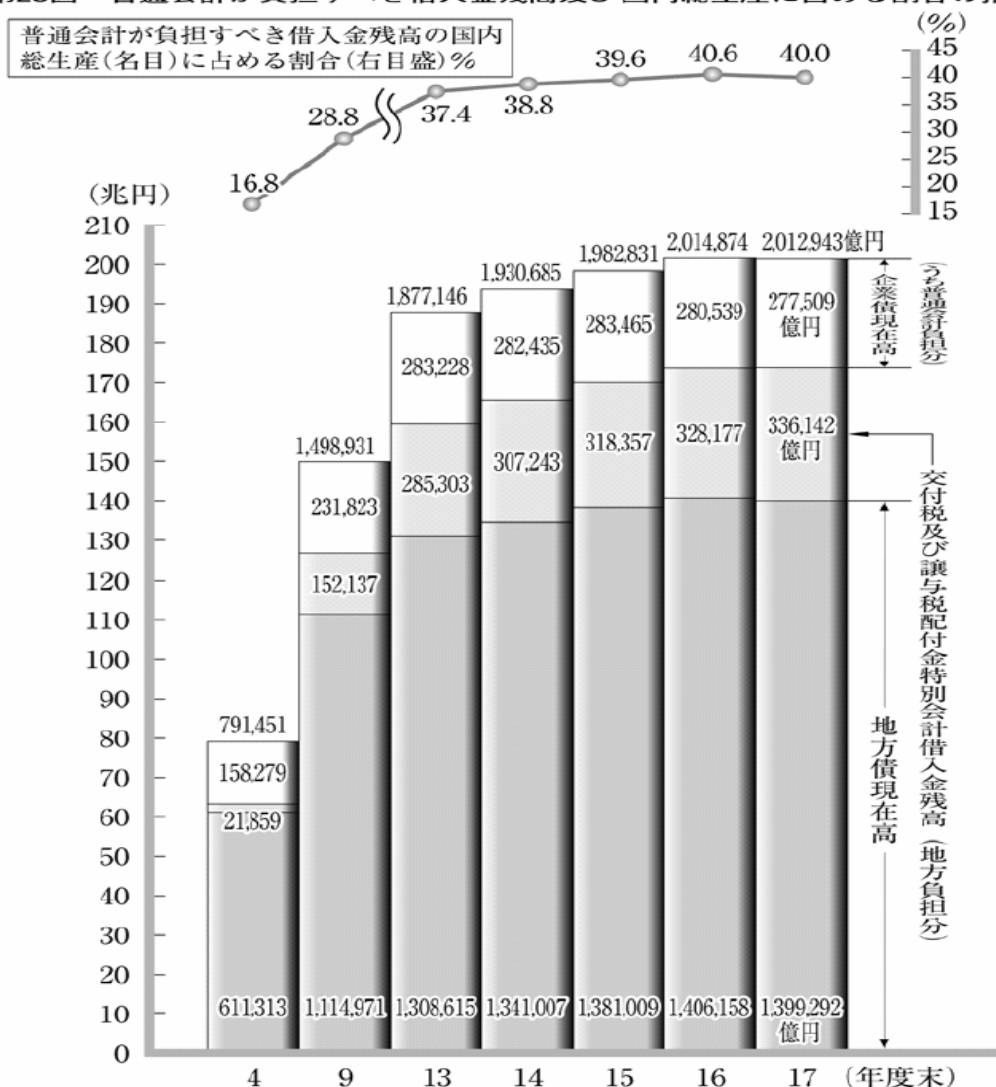


## 地方財政にかかわる最近の動き

### 1. 地方財政の現況

地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、平成17年度末時点で201兆円となっている。今後その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、構造的にみて、極めて厳しい状況にある。

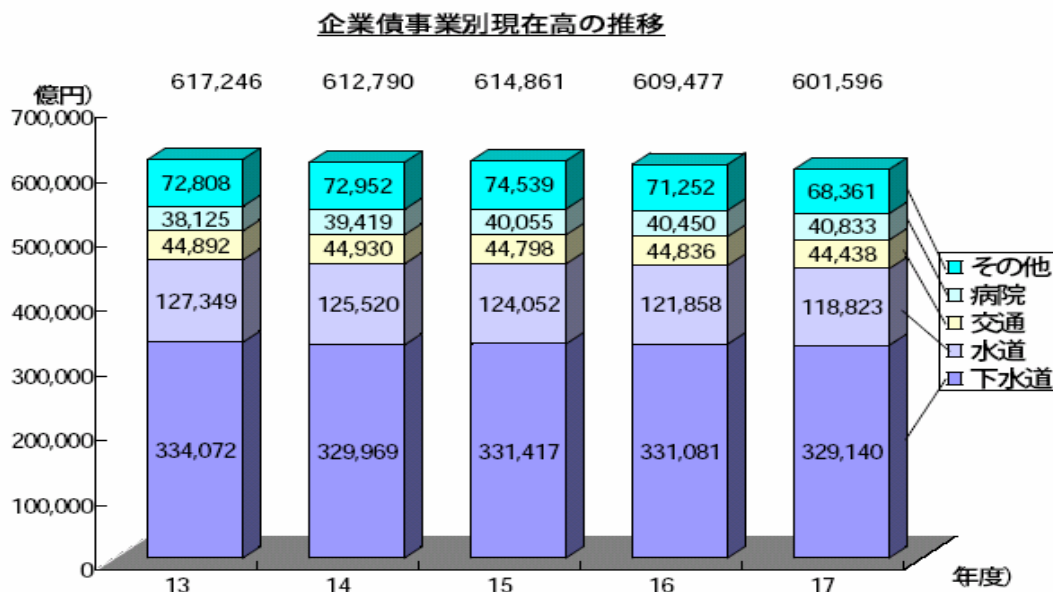
第25図 普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。  
 2 企業債現在高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。

(平成19年度地方財政白書(総務省作成)より抜粋)

なお、地方公営企業についても、企業債残高は平成 17 年度末で 60 兆円を超えており、事業別に見ると下水道事業が最も多く、次いで水道事業、交通事業、病院事業となっている。



(平成 17 年度地方公営企業決算の概況(速報)(総務省作成)より抜粋)

第三セクターについては、対外債務を負っている法人は 1,720 法人あり、対外債務額は 5 兆 1,555 億円、出資地方公共団体が金融機関と締結している損失保証契約に係る債務残高を示す損失補償額は 2 兆 3,098 億円にのぼっている。

	法人数	対外債務額 (億円)	1法人当たり 対外債務額 (百万円)	損失補償額 (億円)	1法人当たり 損失補償額 (百万円)
運輸・道路	181	16,462	9,095	3,695	2,042
地域・都市開発	177	15,409	8,706	7,064	3,991
農林水産	396	7,199	1,818	7,590	1,917
商工	232	4,299	1,853	1,922	828
観光レジャー	343	2,730	796	505	147
教育・文化	77	1,832	2,380	1,109	1,440
生活衛生	68	1,522	2,238	592	871
その他	120	1,137	948	276	230
住宅・都市サービス	26	471	1,810	171	656
社会福祉・保健医療	60	393	655	159	265
情報処理	25	45	178	1	3
公害・自然環境保全	9	44	485	14	151
国際交流	6	11	184	0	0
合計	1,720	51,555	31,146	23,098	12,542

(平成 18 年度第三セクターの状況に関する調査結果(総務省作成)より抜粋)

## 2．地方公共団体財政健全化に向けての動き

### 1) 実質公債費比率の創設等

平成 18 年度より、地方債の信用維持等の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対し早期是正のための措置を講ずるため、実質公債費比率が創設された(平成 18 年 5 月 1 日付け総財地第 151 号総務省自治財政局地方債課長通知)。以前より適用されている起債制限比率では一般会計のみの公債費が基準となっていたが、実質公債費比率では一般会計から繰り出された公営企業の公債費についても算入することとなった。この比率が 18%以上になると地方債を発行するにあたり総務省の許可を得なければならず(実質公債費比率が 18%未満であれば許可は不要)、25%以上では一般単独事業債の発行が制限され、35%以上では一般公共事業債の発行が制限されることになる。

### 2) 地方公共団体財政健全化法について

地方公共団体財政健全化法については別添資料(資料 1, 2)参照。

## 3．地方公共団体財政と PFI

### < 起債制限比率・実質公債費比率の PFI への影響 >

#### 起債制限比率・実質公債費比率の PFI に関する経費の算入について

平成 12 年 3 月 29 日付け自治画第 67 号自治事務次官通知によると、起債制限比率算出にあたっては、「PFI 事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものを起債制限比率の計算の対象とする」ことになっている。実質公債費比率についても、平成 19 年 6 月 14 日付け総財地第 150 号総務省自治財政局地方債課長通知によると、PFI に関する経費は算入することになっている。

#### 起債制限比率・実質公債費比率の PFI に関する経費の算入の差異について

起債制限比率については平成 12 年度以降の債務負担行為に係る支出について算入するが、実質公債費比率ではそれ以前の債務負担行為に係る支出についても算入することになっている。

## (参考)

### 1) 地方公共団体における P F I 事業について(抄)(平成12年3月29日付け自治画第67号自治事務次官通知)

#### 第2 P F I 事業に係る債務負担行為の位置付け

P F I 法に基づいて公共施設等の整備を行うために設定される債務負担行為は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備のために設定されるものであり、「もっぱら財源調達的手段として設定する債務負担行為」(「債務負担行為の運用について」(昭和47年9月30日付け自治導第139号))に該当するものではないと解されること。

しかしながら、この場合においても財政の健全性を確保する必要があるので、P F I 事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものを起債制限比率の計算の対象とするものであること。

### 2) 実質公債費比率等について(抄)(平成19年6月14日付け総財地第150号総務省自治財政局地方債課長通知)

(1) エ「債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの」については、次のものを計上すること。

債務負担行為に基づく支出のうち法第5条に規定する地方債発行対象経費に相当するものとして省令で定めるもの(省令第7条)

ア P F I 事業に係る支出のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。以下「公共公用施設建設事業費」という。)に係るもの

### 3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(中略)

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金(以下この号において「地方債の元利償還金」という。)の額と同項第二号に規定する準元利償還金(以下この号において「準元利償還金」という。)の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額

と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあっては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号及び次号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

イ 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高

ロ 当該年度の前年度末における地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に規定する債務負担行為（へに規定する設立法人以外の者のために債務を負担する行為を除く。）に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号に規定する経費その他の政令で定める経費の支出に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した額に限る。）

**（参照されている条文）**

**地方財政法第5条の4**

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

一 （略）

二 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から、…（以下略）

（第1項3号以下略）

**地方財政法施行令第11条**

（起債許可団体の判定のための数値の算定に用いる準元利償還金）

第十一条 法第五条の四第一項第二号 に規定する地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 地方自治法第二百十四条 に規定する債務負担行為に基づく支出のうち、法第五条 各号に規定する経費の支出で総務省令で定めるもの及び利子補給に要する経費の支出

五 (略)

#### **地方財政法第5条**

(地方債の制限)

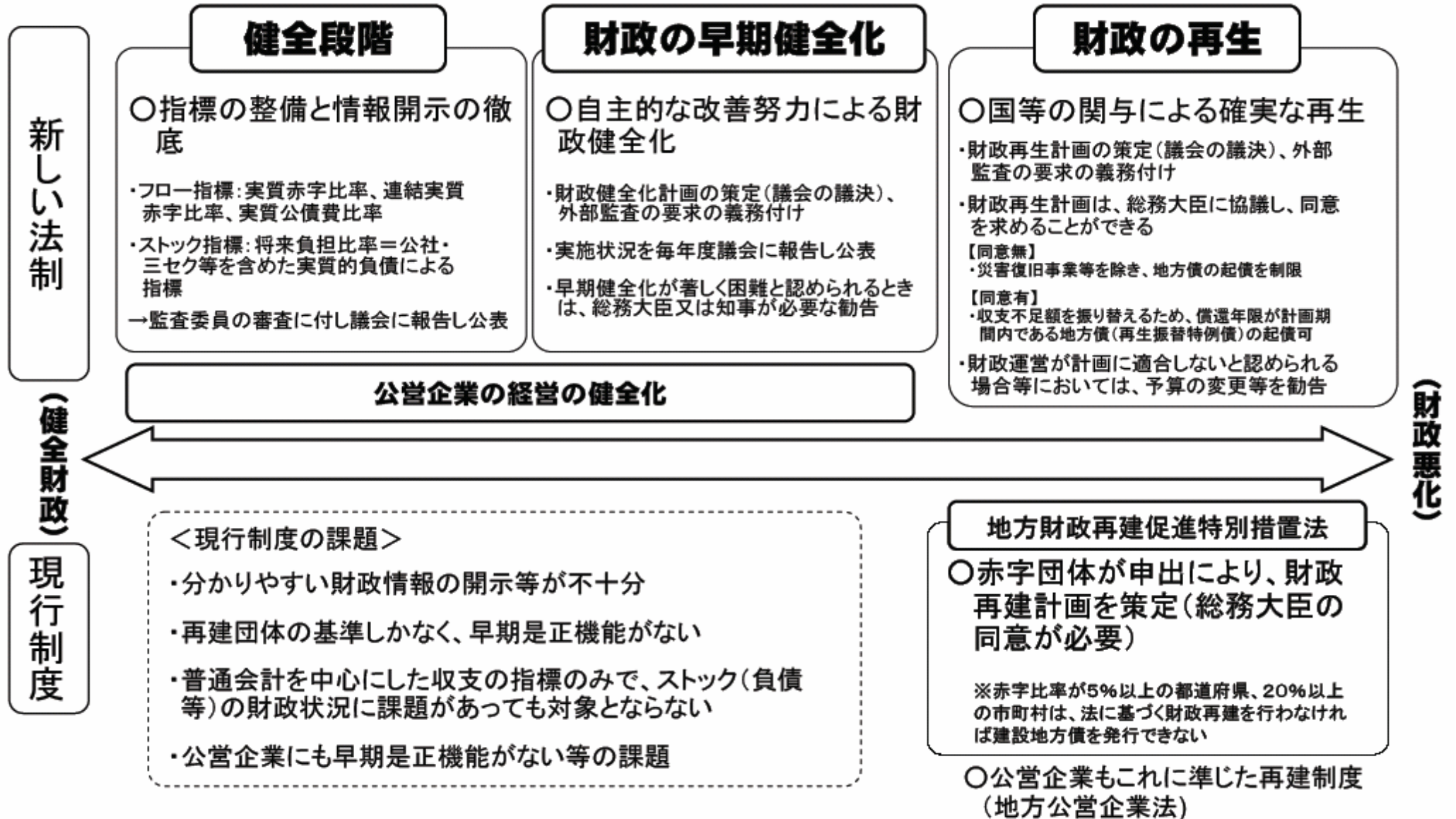
第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一～四 (略)

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



# 健全化判断比率等の対象について

